

令和2年4月13日

お取引先 各位

西日本オフィスメーション株式会社
福岡市博多区東光 2-18-2

緊急事態宣言の発令に伴う弊社業務対応について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、日本国政府から改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受けまして、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に向けて弊社出勤者の人数を抑制して、下記の通り、各業務を実施させていただきます。

期間中はお取引様、お客様にご不便をおかけし誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

－記－

1. 対象期間

2020年4月14日(火)～2020年4月28日(火)

(2020年5月2日(土)～2020年5月6日(水)ゴールデンウィーク期間のため休業させていただきます。)

2. 緊急事態宣言の発令に伴う弊社業務対応

テレワーク勤務やローテーション勤務を実施して業務を継続致します。

(1) 営業・サポート活動

対面による営業・サポート活動は極力控えさせていただきます。

電話や電子メールを使用したお問合せにつきましては、引き続き担当営業にて対応させていただきます。

(2) システム等のお問合せ

システム障害等の緊急を要するご対応以外の通常のお問合せに関しましては、お時間を頂く場合もございますが通常通り弊社事務所にお問合せをお願い致します。

(3) 受注・出荷業務

新型コロナウイルスの影響によりメーカーからの出荷業務の遅延の可能性もございますので、通常より納品までにお時間を頂きます。(消耗品等についても早目のご発注をお願いいたします)

以上